

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業
入札説明書

令和5年2月
神戸市

目次

1章	入札説明書の定義	1
2章	事業の概要	2
2-1	基本事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業場所	2
2-2	事業内容等	2
(1)	事業目的	2
(2)	事業の枠組み	2
2-3	遵守すべき法令等	3
3章	事業者の募集及び選定に関する事項	4
3-1	事業者選定方式	4
3-2	スケジュール	4
3-3	募集の手続き	4
(1)	質問について	4
(2)	守秘義務対象資料の提供と誓約書の提出	5
(3)	入札参加資格審査申請書類の提出	5
(4)	資格確認の通知	6
(5)	対話議題書の提出	6
(6)	入札時提出書類の提出	7
(7)	入札価格開札の実施	7
(8)	提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施	7
(9)	選定委員会の委員等への接触の禁止等	8
(10)	落札者の決定	8
(11)	入札の辞退	8
4章	入札参加者の構成等と参加資格要件	9
4-1	入札参加者の構成等	9
(1)	入札参加者の定義	9
(2)	共同企業体の結成条件	9
(3)	その他	10

4-2	入札参加者の資格要件等	10
(1)	設計業務	10
(2)	施工業務	10
(3)	工事監理業務	11
(4)	入札参加者の制限	11
(5)	参加資格確認基準日と参加資格の喪失.....	14
(6)	入札参加者の変更	14
5章	応募にあたっての留意事項.....	15
5-1	予定価格	15
(1)	施設整備費等の予定価格	15
(2)	入札金額	15
5-2	入札における無効事由	15
5-3	入札に当たっての留意事項	16
5-4	入札時提出書類の書き換え等の禁止	16
5-5	費用の負担	16
5-6	著作権の帰属等	16
5-7	入札保証金	16
6章	契約手続き等.....	17
6-1	契約手続き等	17
(1)	仮契約の締結	17
(2)	事業契約の締結	17
(3)	契約保証金	17
6-2	その他	17
7章	その他.....	19
7-1	市における競争入札参加資格の審査	19
7-2	問い合わせ先	19
(1)	本事業の事務局	19
(2)	本事業のホームページ	19

1章 入札説明書の定義

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、神戸市（以下「市」という。）が、「神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）」に係る一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するに当たり、本事業への入札を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布するものである。

以下に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以上を総称して「入札説明書等」という。）である。

なお、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、入札説明書等及びこれらに関する質問への回答の内容を、本事業実施の条件として遵守しなければならない。

また、入札説明書等に定めのない事項又は解釈に係る疑義が生じた場合、市と事業者との協議により定めるものとする。

入札説明書等に齟齬がある場合は、優先関係について市に問い合わせを行い、市において判断するものとする。

○添付資料

資料1：要求水準書及び提案の要件

資料2：落札者決定基準

資料3：契約書（案）

資料4：様式集

2章 事業の概要

2-1 基本事項

(1) 事業名称

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業

(2) 事業場所

1) 敷地概要

所在地：神戸市中央区神戸空港1の一部、8-1の一部及び13の一部

2) 都市計画など

① 用途地域等：準工業地域

② 景観計画地域：眺望景観形成地域（ビーナステラス／区域①）地域

③ 建ぺい率：60%

④ 容積率：200%

⑤ 建物高さ制限：航空法による転移表面（法第49条）

⑥ その他：大規模集客施設制限地区、防火地域指定なし、高度地区指定なし

2-2 事業内容等

(1) 事業目的

新たなステージに進む神戸空港が、神戸経済の成長を担う観点から果たす役割は大きく、2025年大阪・関西万博、その先の航空需要の拡大を見据え、神戸空港の価値を向上させ、将来の神戸のまちの成長・発展につながる取り組みを進める。

本事業では、令和7年の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠の拡大に向け、新たな神戸の空の玄関口にふさわしい国内・国際一体型のターミナル施設（以下「本施設」という。）を整備する。

(2) 事業の枠組み

1) 事業範囲

① 本施設の整備に係る設計・施工・工事監理業務

② 本施設の周辺に係るランドスケープの提案（基本設計まで）

2) 事業方式

事業者が本施設の設計・施工・工事監理を行い、完工後に市に引き渡すデザインビルド方式による。

3) 事業期間

事業スケジュール（予定）は、次の通りである。本施設の引渡期限には各種検査等の完了までを含む。

履行期間：契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

引渡期限：令和7年2月28日（金）

2-3 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

3章 事業者の募集及び選定に関する事項

3-1 事業者選定方式

事業者の募集及び選定は一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

本事業において、3-3（4）の資格確認結果通知書の通知により参加資格が確認された者（以下「入札参加者」という。）が、入札書に記載する入札価格のほかに、事業者提案によって提案する主な内容は、以下に示す通りとする。詳細は、【資料1】「要求水準書及び提案の要件」及び【資料2】「落札者決定基準」において示す。

- ・ 本施設及び周辺ランドスケープの全体計画及び施設計画に関する提案
- ・ 本施設の設計・施工に関する提案

3-2 スケジュール

入札公告	令和5年2月22日（水）
質問受付	令和5年2月22日（水）～3月1日（水）
質問回答の公表	令和5年3月6日（月）（予定）
入札参加資格審査申請書類及び対話議題書の受付開始	令和5年3月6日（月）
入札参加資格審査申請書類、 秘密保持誓約書及び対話議題書の受付期限	令和5年3月9日（木）
対話実施期間	令和5年3月14日（火）～15日（水）（予定）
対話結果の概要の公表	令和5年3月20日（月）（予定）
入札時提出書類の受付	令和5年4月17日（月）～4月19日（水）
入札価格の開札	令和5年4月下旬
提案内容に関するプレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年4月下旬
事業者との仮契約の締結	令和5年5月中旬
事業者との事業契約の締結	令和5年5月下旬（予定）

3-3 募集の手続き

（1） 質問について

1） 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答は次の通り行う。

- ・ 質問提出期限 : 令和5年3月1日(水)17時必着
- ・ 質問提出方法 : 【様式1-1】「入札説明書等に関する質問書」及び【様式1-2】「入札説明書等に関する質問書(質問内容)」により、7章7-2(1)に記載の担当窓口で電子メールで送付すること。
- ・ 回答日 : 令和5年3月6日(月)(予定)

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めるものを除き、7章7-2(1)に記載の電子メールで回答する。

なお、質問に対して訪問、電話等での個別、直接回答は、原則として行わない。

(2) 守秘義務対象資料の提供と誓約書の提出

守秘義務対象資料受領のための秘密保持誓約書を提出した者に対して、別途開示資料を提供する。

- ・ 受付期間 : 令和5年2月22日(水)～令和5年3月9日(木)17時必着
ただし、郵送の場合は、令和5年3月9日(木)必着とする。
- ・ 提出方法 : 【様式2-1】「秘密保持誓約書」を作成の上、7章7-2(1)に記載の担当窓口で持参又は郵送すること。

(3) 入札参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査書類」という。)を提出すること。

なお、資格審査の申請を行った企業又は応募グループ以外の者は、入札時提出書類を提出することができない。

また、資格審査書類の提出以後は、入札参加希望者間の結合や、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)が他の入札参加希望者の構成企業となることは認められない。

1) 資格審査書類の提出

- ・ 受付期間 : 令和5年3月6日(月)～令和5年3月9日(木)17時必着
- ・ 提出方法 : 【様式3-1～様式3-10】により、7章7-2(1)に記載の担当窓口で持参又は郵送で受け付ける。郵送の場合、上記期間中に窓口が届かない場合は受理されない。

なお、共同企業体を結成する場合は、【任意様式】「特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書」を提出すること。ただし、提出期限までに提出できない場合は、(6)入札時提出書類の提出期限までに

提出すること。

2) 資格審査書類の作成要領

- ・ 資格審査書類は、【資料4】「様式集」に従い作成すること。
- ・ 資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(4) 資格確認の通知

資格審査の結果は、資格審査書類を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「資格確認結果通知書」という。）の送付により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、資格確認結果通知書にその理由を付記する。

1) 参加資格確認

入札にあたり備えるべき参加資格要件の具備の有無を確認する。

2) 参加資格確認結果通知の発送

参加資格の確認結果は、入札参加希望者に対し、書面により順次通知する。

3) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格確認結果通知により参加資格がないとされた者は、市に対して、次に従い書面（様式自由）により、その理由についての説明を求めることができる。

- ・ 申出期限 : 通知を受けた日の翌日から起算して7日（土日祝祭日を含まない。）以内。
- ・ 申出方法 : 7章 7-2 (1) に記載の担当窓口で電子メールで送付すること。
- ・ 回答期日 : 申出期限内に申出のあった日の翌日から起算して10日（土日祝祭日を含まない。）以内に書面により回答する。

(5) 対話議題書の提出

入札参加希望者は、資格審査書類の提出とあわせて、対話議題書【様式6-1】を提出すること。対話は、市と入札参加資格が認定された入札参加者との間で、本事業に関する意思の疎通を目的に行うもので、以下の手順で行う。

- ① 入札参加希望者からの「対話議題書」の提出
- ② 入札参加者と本市との間での対話（各者ごとに1回実施を予定）
- ③ 対話内容の概要の公表

- ・ 受付期間 : 令和5年3月6日（月）～令和5年3月9日（木）17時必着
- ・ 提出方法 : 【様式3-1～様式3-10】により、7章 7-2 (1) に記載の

担当窓口を持参又は郵送で受け付ける。郵送の場合、上記期間中に窓口が届かない場合は受理されない

- ・ 対話実施日：令和5年3月14日（火）～ 令和5年3月15日（水）（予定）

※詳細は入札参加者に改めて連絡する。

（6） 入札時提出書類の提出

入札参加者は、【資料4】「様式集」に従い作成した入札時提出書類を提出すること。提出は4章 4-1（1）2）の代表企業が行うこと。

- ・ 提出期間：令和5年4月17日（月）～令和5年4月19日（水）17時必着
- ・ 提出方法：7章 7-2（1）に記載の担当窓口を持参若しくは郵送で受け付ける。

なお、郵送の場合、上記期間中に窓口が届かない場合は受理されない。

（7） 入札価格開札の実施

市は、各事業者から提出された資料5-1「入札書」を開封し、入札額の開札を実施する。

- ・ 実施日：令和5年4月下旬
- ・ 場所：ポートアイランドビル（予定）
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
- ・ 実施方法：実施場所において、各事業者から提出された入札金額書を開封する。その際、本業務に関係のない職員を立ち合わせることにする。

（8） 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

本事業の落札者を選定するため、学識経験者等により構成される「神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」により次のとおりヒアリングを実施する。入札参加者に対して提案内容に関するプレゼンテーションを求めるほか、提案内容に関する質疑等を実施する。

- ・ 実施日時：令和5年4月下旬 日時は入札参加者に別途通知する。
- ・ 場所：ポートアイランドビル（予定）
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
- ・ 実施方法：実施場所で対面においてプレゼンテーションを実施すること。
（入札参加者によるWeb形式のプレゼンテーションは不可とする。）
その他詳細は、別途通知する。

(9) 選定委員会の委員等への接触の禁止等

本入札説明書配布後、質問等に関する問い合わせは所定の手続き（3章 3-3（1）質問について）によるものとし、その他の方法による問い合わせに対しては、入札参加予定者及び入札参加者に限らず、いかなるものからの問い合わせも受け付けない。

また、委員名については落札者決定までは非公表とし、委員に関する問い合わせは一切受け付けない。

なお、落札者決定までの間、選定委員会の委員、本市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。

(10) 落札者の決定

市は、【資料2】「落札者決定基準」に基づき、学識経験者等により構成される選定委員会による技術提案内容の審査と入札価格に対する審査を総合的に評価し、落札者を決定する。

1) 入札書の開札日

令和5年4月下旬

2) 事業者提案書の審査

事業者提案書を、選定委員会において審査する。

3) 審査結果の公表

審査の結果は、令和5年5月中旬頃にすべての入札参加者に対して通知するとともに7章 7-2（2）の本市のホームページにおいて公表する。

(11) 入札の辞退

入札参加者は、入札時提出書類提出時まで、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式4-1】を使用し、(6)の入札時提出書類提出期間最終日までは、7章 7-2（1）の窓口へ直接持参すること。

なお、郵送（書留郵便に限る。）により行う場合は、(6)の郵送による場合の受領期限必着とする。

4章 入札参加者の構成等と参加資格要件

4-1 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、4-2 入札参加者の資格要件等に規定する本事業を実施するために必要な資格要件等を備えた企業で構成されるものとする。複数の業務を同一企業が行っても構わない。

また、1つの業務を複数の企業で実施しても構わない。ただし、それぞれが4-2 入札参加者の資格要件等(4) 入札参加者の制限の要件を満たし、4-2 入札参加者の資格要件等(1)～(3) 当該業務に係る個別参加資格要件は、主として業務を行う企業が満たすよう設定すること。

- 2) 入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定めるものとする。

なお、代表企業は原則として4-2 入札参加者の資格要件等(2) 施工業務を行う者とする。代表企業は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

- 3) 構成企業間の関係は、元請負及び下請負の関係又は共同企業体のいずれかとする。共同企業体を結成しない場合、代表企業を元請負人とする。

入札参加者は、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、構成企業間の元請負及び下請負の関係、共同企業体の結成など、計画する事業実施形態について明らかにすること。

なお、共同企業体を結成する場合は、【任意様式】「特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書」を提出すること。

(2) 共同企業体の結成条件

- 1) 共同企業体を結成する場合の条件は、次のとおりとする。

- ・ 入札書類の提出までに結成すること
- ・ 4社以内で構成すること
- ・ 構成員の自主結成であること
- ・ 共同請負について(昭和28年3月10日建設省発第9号)に規定する甲型であること
- ・ 出資比率について、構成員が2社の場合、100分の30以上、3社のときは100分の

20以上、4社のときは100分の15以上とする。

- 2) 構成企業の内、結成しようとする共同企業体の構成員とならない者があるときは、共同企業体との関係（下請負等）を明らかにすること。

(3) その他

- 1) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。
- 2) 選定された入札参加者は、選定後速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。
- 3) 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

4-2 入札参加者の資格要件等

入札参加者の資格要件は次の通りとする。

(1) 設計業務

設計業務を担当する者は、入札参加資格審査申請時において、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 2) 延床面積が10,000㎡以上の施設で、地盤変形のある海上埋立地敷地における新築工事の設計業務を受注し、完了した実績を有していること。ただし、当該設計業務につき主たる設計事業者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の設計事業者から当該設計業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。

- 3) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。

なお、令和4・5年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、設計業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は7章7-2(1)の連絡先まで速やかに連絡すること。

(2) 施工業務

施工業務を担当する者は、入札参加資格審査申請時までに、以下の要件を満たしていること。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - 2) 元請として延床面積 10,000 m²以上の空港ターミナル施設（国内・海外は問わない）の新築工事相当を完了した実績及び地盤変形のある海上埋立地敷地における新築工事を完了した実績を有していること。
 - 3) 同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が 1,100 点以上であること。
 - 4) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（工事請負）に登録されていること。
なお、令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、施工業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査を受けなければならない。その場合は 7 章 7-2（1）の連絡先まで速やかに連絡すること。
- (3) 工事監理業務
- 工事監理業務を担当する者は、入札参加資格審査申請時まで、以下の要件を満たしていること。
- なお、施工業務を担当する者が、工事監理業務を兼ねて担当することはできないものとする。
- 1) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - 2) 国、地方公共団体、その他外郭団体、国公立大学、国公立病院、その他の大学病院等（以下「公的団体」という。）が発注する延床面積が 10,000 m²以上の新築工事の工事監理業務及び地盤変形のある海上埋立地敷地における新築工事の工事監理業務を受注し、完了した実績を有していること。ただし、当該工事監理業務につき主たる工事監理事業業者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の工事監理事業業者から当該工事監理業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。
 - 3) 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されていること。
なお、令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、工事監理業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は 7 章 7-2（1）の連絡先まで速やかに連絡すること。
- (4) 入札参加者の制限
- 入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。
- 1) 資格審査書類の提出期限日から落札者の決定日までの期間で、神戸市指名停止基準要綱

(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けた者。

- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)等。
- 3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- 4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- 5) 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- 6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和2年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第2項の規定による通告がなされている者。
- 8) 旧破産法(大正11年法律第71号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立て、又は旧和議法(大正11年法律第72号)に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- 9) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限。
この入札に参加する複数の者(組合(共同企業体を含む。))にあってはその構成員)の関係が、以下10)のいずれかに該当する場合。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。
- 10) 選定委員会の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。
- 11) 9)及び10)の「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次のいずれ

かに該当する二者の場合。

① 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

(ア) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii. 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を執行する者であって、i. から iv. までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 参加資格確認基準日と参加資格の喪失

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

なお、参加資格確認通知日から、落札者決定までの間に入札参加者の資格要件（4-2（1）～（3））を欠く事態又は入札参加者の制限（4-2（4））に該当する事態が生じた場合は、入札参加者の本事業への入札参加資格を取り消す。

(6) 入札参加者の変更

入札参加者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、入札時提出書類提出の期限の日までに入札参加者の応募グループ内の企業のいずれかが、上記（4）入札参加者の制限による資格の喪失に該当し、当該企業以外の企業のみでグループを再編成する、又は新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合にあっては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更後において4-2（1）～（4）に示す参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、変更することができる。

なお、この場合においては、入札参加者は速やかに入札参加者を構成する企業の変更申請書（様式4-2）を市に提出すること。

5章 応募にあたっての留意事項

5-1 予定価格

(1) 施設整備費等の予定価格

90億円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

(2) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を入札書に記載すること。

5-2 入札における無効事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 入札に参加する資格のない者が入札した場合
- 2) 郵送（書留郵便に限る。）により入札時提出書類を提出する場合において、その送付された入札時提出書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- 3) 入札参加資格審査申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- 4) 入札時提出書類の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき又は入札書に記名及び押印がない場合
- 5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- 6) 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をした場合
- 7) 入札に必要な書類が不足しているもの。
- 8) 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 9) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- 10) 入札時提出書類の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの。
- 11) 保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- 12) 入札について不正な行為があった場合
- 13) 虚偽の申込みを行った者のした入札
- 14) 入札公告から事業者決定までの間、選定委員に関与した者と、本事業に関して直接、間

接を問わず故意に接触を求めた場合

1 5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した場合

5-3 入札に当たっての留意事項

1) 入札には代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。

2) 入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。

また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

5-4 入札時提出書類の書き換え等の禁止

入札参加者は、その提出した入札時提出書類の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

5-5 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

また、入札時提出書類については、返却しない。

5-6 著作権の帰属等

入札時提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、落札者の入札時提出書類の著作権(著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。)は、落札者の決定と同時に、市に無償で譲渡されるものとする。この場合、落札者は、市による入札時提出書類の使用につき、著作者人格権を行使し又は行使させないものとする。

5-7 入札保証金

神戸市契約規則第 7 条第 2 号の規定により免除する。

6章 契約手続き等

6-1 契約手続き等

(1) 仮契約の締結

市及び事業者は、基本協定の規定に基づき、令和5年第1回定例会市会（5月議会）（予定）への事業契約に係る議案提出ができるように、市が指定する日までに事業契約の仮契約を締結する。事業契約の案は、【資料3】「事業契約書」において示す。

なお、仮契約締結までの間に、事業契約書の条文を明確化するため、内容の修正を行うことがある。

(2) 事業契約の締結

市及び事業者は、事業契約について、令和5年第1回定例会市会（5月議会）（予定）で可決された後に本契約を締結する。

(3) 契約保証金

事業者は、施設整備費等（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

- 1) 契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供
- 2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実に認める金融機関等の保証
- 3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。

なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。ただし、事業者は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

6-2 その他

- 1) 落札者決定後、議会の議決までの間に、入札参加者の資格要件（4-2（1）～（3））を欠く事態もしくは入札参加者の制限（4-2（4））に該当する事態が生じた場合は、市は本契約を締結しないことがある。
- 2) 本事業において使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通

貨は日本円とする。

また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とする。ただし、入札時の提出資料の内、【様式 5-4、5-5】「技術提案書」については、日本語資料と合わせて補足説明用として英語翻訳したのもも提出すること。

- 3) 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集要項と回答との間で矛盾を生じている場合又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けること。

- 4) 特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用する。

また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、企業グループの場合は、代表企業への到達をもって、企業グループ全員への到達があったものとみなす。

7章 その他

7-1 市における競争入札参加資格の審査

競争入札参加資格の審査については、神戸市公告（令和5年2月22日付）を参照のこと。

また、市における入札参加資格申請の手続きについて不明の点は、下記ホームページで確認するか、7-2（1）へ問い合わせること。

ホームページ（兵庫県電子入札共同運営システム「e-ひょうご」）

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/index.html>

7-2 問い合わせ先

（1） 本事業の事務局

本事業の事務局は、次の通りである。

なお、問い合わせは原則としてメールにて行うこと。

神戸市港湾局空港調整課

所在地：〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
ポートアイランドビル8階

電話：078-595-6272

メールアドレス：kobeairport_sub@office.city.kobe.lg.jp

（2） 本事業のホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a11380/kurashi/access/airport/subterminal_koubo.html